



国保だより

医療費が高額になったとき
同じ月内の医療費が高額になったとき、申請をすると自己負担限度額を超えた額が、高額療養費として支給されます。
※自己負担限度額や計算方法は、年齢や世帯の所得に応じて異なります。

申請場所 保険医療課、または各支所の地域振興課
用意する物 国民健康保険被保険者証、印鑑



▲一度に高額な費用を準備する必要がなくなります

入院するときは認定証の申請を!

入院する前に、限度額適用認定証(市民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関の窓口提示すると、負担額が限度額までとなります。

療養費について
次の場合、いったん全額が自己負担となります。しかし、申請により決定を受けると、自己負担割合を除いた額が支給されます。

- ①急病や旅先などで、保険証を持たずに診療を受けたとき
- ②医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかる

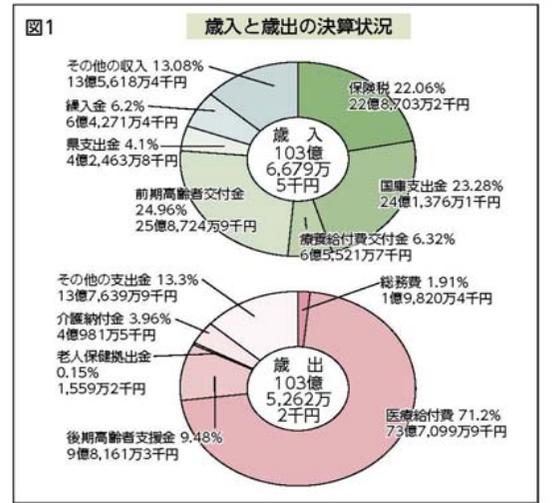
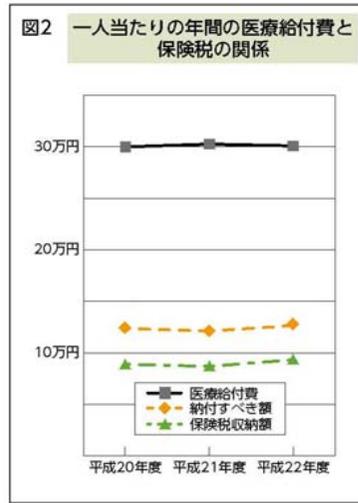
高額医療・高額介護合算制度

1年間に、国保と介護保険の両方で支払った自己負担の合計額が、一定額を超えたときには、申請によりその超えた額が、高額介護合算療養費として支給されます。

対象期間 8月1日～翌年7月31日
対象 7月31日時点で国保の資格がある人
※対象となる世帯には、先月、申請書を送付しています。

国保財政の危機。今こそ、みんなで取り組もう!

本市の国民健康保険(国保)の財政は今、危機的な状況に直面しています。医療給付費が増加し、それを賄う財源が不足しています。一人ひとりが医療問題や健康問題について真剣に考え、改善に向けた取り組みを実行していきましょう。



平成22年度の決算
厳しい財政運営(図1)
医療給付費の約3割は、皆さんからの保険料で賄われていました。平成22年度は、1,417万3千円が次年度への繰越金となりました。しかし、実際には、歳入のその他の収入の中に、平成21年度からの繰越金2億1,771万7千円と基金繰入金7千万円が含まれており、これらを差し引くと、実質は、2億7,354万4千円の赤字となっています。平成23年度も同様赤字が見込まれ、厳しい財政運営となっています。

高止まる医療給付費(図2)
平成22年度の一人当たりの医療給付費は、30万8,322円でした。一人当たりの保険料の収納額は、長引く景気低迷などによる被保険者の所得の減少などで、9万3,340円にとどまり、財源不足となっています。財源不足を補うためにも医療費の抑制に努めなければなりません。

健全運営に向けて
■保険料は納期内に納付を
保険料は、最も重要な財源です。安定した財政を維持するため、必ず納めてください。納付が困難な場合は、税制取納課へ相談してください。

■医療費を抑制
①重複受診をやめましょう
同じ病気で複数の病院にかかること、医療費を増加させるだけでなく、重複する検査や投薬で体に悪影響を与えます。
②薬のもらいすぎに注意しましょう
薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。また、必要以上に薬を求めないようにしましょう。
③ジェネリック医薬品を積極的に利用しましょう
低価格のジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えることで、医療費の節約になります。
④特定健診やがん検診を受けましょう
毎年健診を受けて、自分の健康状態を把握し、早期発見・早期治療に努め、重症化を予防しましょう。

特定健診を受けましょう
メタボリックシンドロームの予防や解消のために、特定健診を受けましょう。
対象 40歳～74歳の国保加入者
※対象者には、受診券を5月に送付しています。受診券を紛失した場合は、保険医療課へ連絡してください。
実施場所 市内の41医療機関
※休日でも受診できる場合があります。

特定保健指導の活用を
特定健診を受けたままになっていませんか。生活習慣の改善で予防効果が期待できる人には、特定保健指導の案内が届きます。健診結果に基づき、医師や保健師、栄養士などの専門家が、あなたの生活に合った改善の取り組みをサポートします。利用料は無料です。ぜひ活用してください。

かかったとき
③海外渡航中に医療機関にかかったとき
申請場所 保険医療課、または各支所の地域振興課
用意する物 国民健康保険被保険者証、印鑑、通帳、領収書
(③の場合は翻訳したもの)、診療報酬明細書(②を除く)、③の場合は翻訳したもの、診断書・装着適合証明書(②のみ)

特別療養費について
被保険者資格証明書の交付を受けた世帯の被保険者が、医療

機関にかかった場合、窓口でいったん全額を支払い、後から申請により自己負担割合を除いた額が支給されます。
申請場所 保険医療課、または各支所の地域振興課
用意する物 国民健康保険被保険者資格証明書、印鑑、領収書、通帳

●保険医療課
☎0848 67・6050
保険料の納付について
税制取納課
☎0848 67・6035